

発表項目 (行事名)	(速報値) 手足口病の流行について (警報)		
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者	
		発表場所	
概要	<p>浦河保健所管内で手足口病が流行する可能性があることから、警報を発令しますので、お知らせします。</p> <p>なお、8月1日(木)に発令した水痘注意報については、既に解除しています。</p>		
参考	<p>全道の感染症流行状況については、北海道HP、浦河保健所で発令している警報等については、当所HPに掲載していますので、参考にしてください。</p> <p>○北海道感染症対策課HP URL : https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kst/149369.html</p> <p>○浦河保健所HP URL : https://www.hidaka.pref.hokkaido.lg.jp/hk/hgc/index.html</p>		
報道(取材)に当たってのお願い	<p>感染を防ぐためにできることは以下のとおりです。住民に対し、感染対策の呼びかけをお願いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予防には手洗い・咳エチケットが有効です。 ・トイレの後やオムツ交換後、食事の前には手洗いを心がけましょう。 ・集団生活ではタオルの共有は避けましょう。 		
他のクラブとの関係	同時配付 同時レク	(場所)	
担当 (連絡先)	<p>北海道日高振興局保健環境部保健行政室(浦河保健所) 健康推進課長 今井 道子 電話 0146-22-3071</p>		

(速報値) 手足口病の流行について (警報)

令和6年(2024年)8月8日(木) 15時00分

北海道浦河保健所
(北海道日高振興局保健環境部保健行政室)
電話: 0146-22-3071

道では感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき感染症発生動向調査を実施しておりますが、令和6年(2024年)第31週(令和6年(2024年)7月24日～8月4日)において、浦河保健所管内の定点あたりの手足口病患者報告数が、警報基準である5人以上となりましたので、まん延を防止するため警報を発令します。

記

1 手足口病の予防

今のところ、手足口病に有効なワクチンはなく、また手足口病の発病を予防できる薬はありません。

感染経路は、飛沫感染、接触感染、糞口感染(便の中に排泄されたウイルスが口に入って感染することです)が知られています。

主な予防対策としてはマスク・手洗いが有効とされています。

なお、手洗いをする際は、流水と石けんで十分に行い、手を拭くタオルなどの共用はしないでください。

また、保育施設などの乳幼児の集団生活では、感染を広げないために、職員と子ども達が、しっかりと手洗いをするのが大切です。特におむつ交換する際は、排泄物を適切に処理し、しっかりと手洗いをしてください。

その他には、おもちゃなどの口に入る器具や食器にも注意が必要です。

2 手足口病とは

学童以上の年齢層の大半は、既にこれらのウイルスの感染(不顕性感染も含む)を受けている場合が多いので、成人での発症はあまりなく主に乳幼児が罹る病気です。

ほとんどの場合、軽い症状だけで治ってしまう感染症で、主な症状としては、ウイルスの感染によって口の中や、手足などに水疱性の発疹が出る感染症で、夏に流行する夏かぜの一種です。

基本的には予後の良好な疾患で、ほとんどの発病者は、数日間のうちに治る病気ですが、頭痛、嘔吐、高熱、2日以上続く場合には、まれに中枢神経形の合併症(髄膜炎、脳炎など)が出る場合があります。

感染症発生動向調査によると、例年、報告数の90%前後を5歳以下の乳幼児が占めています。

3 その他

(1) 最近5週における定点医療機関からの手足口病患者報告状況(表示は、「患者/定点」単位:人)

	第27週 (7/1～7/7)	第28週 (7/8～7/14)	第29週 (7/15～7/21)	第30週 (7/22～7/28)	第31週 (7/29～8/4)
浦河管内	0.00	0.00	0.00	2.00	9.00
全道	1.95	4.03	5.53	9.04	-
全国	11.47	13.36	11.73	11.93	-

※第31週の患者報告数は速報値。

全道の手足口病流行状況は、北海道感染症情報センターのホームページでご覧になれます。

(URL: <http://www.iph.pref.hokkaido.jp/kansen/index.html>)

(2) 手足口病警報とは

厚生労働省の感染症発生動向調査により把握した、全道の定点医療機関を受診した手足口病患者数が、国立感染症研究所において設定した警報レベルの基準値を超えた場合に発令します。

警報は大きな流行の発生や継続が疑われることを示しています。

【発令基準】

警報: 一定点医療機関あたりの受診患者数が5人を超えた場合

※ 警報発令後は一定点医療機関あたりの受診患者数が2人未満になるまで警報を継続